

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、プラチナグループメタル(白金、イリジウム、パラジウム、ロジウム、ルテニウム等)を中心に、当社のノウハウを生かして、「科学技術の発展に寄与し、社会の繁栄に貢献する」という企業理念を実現するため、株主、従業員、取引先、その他ステークホルダーに対し、それぞれの責任を果たしていかなければならないと考えております。そのため、コーポレートガバナンスの充実を経営の重要な課題として今後も取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中貴金属工業株式会社	1,416,000	19.49
古屋 堯民	792,532	10.90
Sibanye UK Limited(常任代理人 ハーバート・スミス・フリーヒルズ外国法事務弁護士事務所)	400,000	5.50
株式会社SBI証券	369,631	5.08
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUND S/UCITS ASSETS	300,000	4.12
株式会社フルヤ金属	297,726	4.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	202,500	2.78
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	199,200	2.74
BNY FOR GCM RE GASBU	167,400	2.30
株式会社三菱UFJ銀行	140,000	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 6月

業種 その他製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 12名
 定款上の取締役の任期 1年
 取締役会の議長 社長
 取締役の人数 10名
 社外取締役の選任状況 選任している
 社外取締役の人数 4名
 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中野 千広	他の会社の出身者							○	○			
リチャード・スチュワート	他の会社の出身者							○	○			
福嶋 弘榮	弁護士											
松林 恵子	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野 千広			TANAKホールディングス株式会社取締役専務執行役員経営管理システム本部本部長	貴金属業界に精通しており、当社の経営事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たしていただくため。
リチャード・スチュワート			Sibaniye Gold Limited Chief Operating Officer	Sibaniye Gold Limited Chief Operating Officerであり、鉱山事業に精通しており、その知識・経験・ネットワークを当社の経営に活かしていただくため。
福嶋 弘榮	○	○	同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	弁護士としての豊富な経験と高い見識を活かし、法的な観点から経営全般の監督機能強化のためご助言いただくため。
松林 恵子	○	○	同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	税理士としての豊富な経験と高い見識を活かし、財務や税務の観点から監督機能強化のためご助言いただくため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会事務局に所属する使用人の採用、異動、人事考課等の人事事項については、監査等委員会(監査等委員会が特定の監査等委員を指名した場合には、当該監査等委員)と事前協議を行う。
- ・取締役及び使用人は、監査等委員会事務局に所属する使用人の独立性を阻害することのないよう留意する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外取締役(監査等委員)、内部監査室及び会計監査人は、定期的に、あるいは必要に応じて情報共有を図り、経営の監視機能強化及び監査の実効性向上に努めております。

当社は、会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人が定期的に監査等委員会と情報を共有する機会を確保しているほか、外部会計監査人からの要望に応じ、内部監査室や社外取締役との連携の機会を設けることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

2019年9月26日開催の定時株主総会の決議を以て、株式報酬型ストックオプションを廃止し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式の付与のための報酬を制度を導入しました。また、当社は2021年9月28日開催の定時株主総会で監査等委員会設置会社に移行したため、同日の定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬を制度につき、再度、承認を得ております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者については個別の報酬を開示しており、その報酬は以下のとおりです。
古屋 堯民 138百万円(内訳 固定報酬 72百万円 業績連動報酬 50百万円 譲渡制限付
株式報酬 16百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に対する報酬額の決定は株主総会の決議による報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議に基づき決定しております。

なお、当事業年度に係る取締役並びに監査役に対する報酬額の決定は株主総会の決議によるそれぞれの報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役会の決議に基づき決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートのための総務・CSR部に担当者を設置し、担当者から取締役会資料の事前配付を行うなどの体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

員区分ごとの報酬等の額に関する考え方及び算定方法の決定に関する事項は次のとおりです。

取締役(監査等委員である取締役を除く)

2021年9月28日開催の第53期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を年額4億円以内(うち社外取締役分は年額2千万円以内)と改める決議いただいております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等につきましては、各取締役(監査等委員である取締役を除く)の職責や役位に応じて支給する固定報酬と、会社業績や各取締役(監査等委員である取締役を除く)の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬で構成されております。また、当社は譲渡制限付株式報酬(RS)を採用しております。

業績連動報酬に関しましては、定量評価の基準として期初予算として定めた営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の達成状況により評価しております。一方、定性評価の基準となる各取締役(監査等委員である取締役を除く)の経営への貢献度については、期首に各取締役(監査等委員である取締役を除く)が設定した重点施策に対し、その達成状況を様々な観点から総合的に判断しております。なお、社外取締役(監査等委員である取締役を除く)につきましては、役員報酬の支払いはございません。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する基本方針につきましては、取締役会にて、株主総会決議の範囲内の報酬額において決定しております。また、その具体的な報酬等の額につきましては、株主総会で決議された金額の範囲内で取締役会の一任を受けた代表取締役社長が決定しており、当事業年度におきましては、2021年9月28日開催の取締役会にて代表取締役社長への一

任決議をしております。

監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2021年9月28日開催の第53期定時株主総会において年額5千万円以内と決議いただいております。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、監査等委員の協議により決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬につきましては、独立性確保の観点から、固定報酬のみとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督機能を強化し、効率的な経営・執行体制の確立を図るため、機関設計としては監査等委員会設置会社が有効であると判断して、採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

株主の皆様には株主総会議案について、十分検討していただくため、2021年9月28日開催の定時株主総会の株主招集通知は法廷期日より早く、2021年9月10日に発送しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

決算発表後の年1回、決算内容、事業戦略等を社長自ら説明しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

当社はホームページのIRページで、決定開示事項他ニュースリリースなど発生事項についても迅速に掲載できる体制を確立しています。当社のIRは、総務部が担当しており、取締役総務部長を責任者としております。取締役会、営業部門、製造部門、管理部門などと緊密に連携し、正確かつ迅速な会計情報その他の情報開示の実施に努めています。

<https://www.furuyametals.co.jp/ir/>

IRに関する部署(担当者)の設置

IR担当部署
総務・CSR部

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

当社基幹方針にて「顧客、株主に信頼される経営を目指す」と定めています。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は将来に向けて、環境負荷低減の努力だけでなく、貴金属のさまざまな優位性を活用してクリーンエネルギー、環境保全分野にも技術革新の一翼を担うべく努めて行くため、様々な方針を定めおり、当社ホームページにて開示しております。

<https://www.furuyametals.co.jp/strength/strength03.html>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

企業統治の体制の概要

当社は取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、2021年9月28日開催の第53期定時株主総会における承認を得て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

当社の取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く）7名、及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、代表取締役古屋堯民が議長を務めており、監査等委員である社外取締役2名が東京証券取引所の定める独立役員として指定されております。

これら独立役員でもある2名の監査等委員である社外取締役は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社が判断した取締役であり、その他の8名の取締役とともに、取締役会での重要事項の決定に際して適切な判断を行える体制としております。

また、当社の監査等委員会は監査等委員である取締役1名と社外取締役2名で構成されており、内部統制システムを活用して組織的な監査・監督を行います。

内部統制システムの整備状況

取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

定款をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務・CSR部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員の教育等を行う。内部監査部門は、総務・CSR部及び人事部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業・経営全般に対する監督を行います。

また、子会社における重要な経営事項について当社の取締役会にて審議し、必要に応じ報告を求めるとの子会社を監督する体制をとっております。

他方、経営会議を定期的開催し、業務執行に係る重要事項を協議して、取締役会の適正かつ迅速な意思決定を図る体制となっております。

議長 代表取締役社長 古屋堯民

構成員 取締役 丸子智弘、取締役 榊田裕之、取締役 桑原秀樹、取締役 中村拓哉、
社外取締役 中野千広、社外取締役 リチャード・スチュワート
取締役（監査等委員） 島崎一夫、社外取締役（監査等委員） 福嶋弘榮、
社外取締役（監査等委員） 松林恵子

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ・監査等委員会には、その職務を補助するため、監査等委員会事務局を置く。
- ・監査等委員会事務局に所属する使用人は、監査等委員会の指示により監査等委員会の職務を補助する。
- ・監査等委員会事務局に所属する使用人は、監査等委員会または監査等委員からの指示内容について守秘義務を負う。

監査等委員会への報告に関する体制

- ・取締役または使用人は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定する。
- ・上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。

提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社取締役が法令遵守の体制を構築するとともに、定期的な業務執行状況・財務状況の報告を徴収しております。また、内部監査室は子会社に対して監査を行い、その結果は代表取締役、及び所管業務関連部署長へ報告することにより、子会社の業務の適正を確保しております。

リスク管理体制の整備状況

重要な法的判断及びコンプライアンスに関する事項等につきましては、必要に応じて顧問弁護士等から助言を受けることにより適切な企業活動を可能にしております。また、当社は、総務・CSR部をコンプライアンス推進担当部署とし、同部署が当社社員に対して研修会等を実施し、全社的なコンプライアンスの周知徹底を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断することとし、関係行政機関と密接に連携協力しております。また、「株式会社フルヤ金属企業倫理綱領」を制定し「社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わらない。」旨を規定しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
